

第3号様式（第6条第1項関係）

| 市長      | 副市長 | 部長 | 課長 | 主幹・副主幹 | 主査・主査補 | 班員 |
|---------|-----|----|----|--------|--------|----|
|         |     |    |    |        |        |    |
| 付議・報告部課 |     |    |    |        |        |    |

令和5年4月26日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和5年4月26日（水）午前9時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

社会福祉課 金井課長、石田係長、松本主査補

3 件名

（仮称）電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業の実施について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・給付額を3万円とする根拠について。
  - 国からは算出根拠は示されていないが、給付額は3万円とされていること及び令和4年度の価格高騰緊急支援給付金の算定根拠等を参考とした。
- ・住民税非課税世帯及び家計急変世帯以外に給付対象の拡充を行わない理由は。
  - 低所得世帯支援枠の趣旨を踏まえ、最も価格高騰の影響を受けている住民税非課税世帯等に一早く給付することを目的とするためである。
- ・基準日を6月1日としているが、他市の状況はどうか。基準日が異なる場合、転入転出に伴い給付対象とならない世帯が生じる可能性がある。
  - 近隣他市も多くが6月1日を基準日としていることから、近隣市間での移動の場合はいずれかの自治体から給付を受けられると想定している。
- ・対象の拡充をすると対象の線引きを行った境界層への対応の問題が常に生じることになる。今回の低所得世帯枠に基づく給付金では、国で令和5年度住民税非課税世帯への3万円給付を想定していることから、その趣旨に基づいて実施するという方針を基本とするべきである。また、給付金の名称について、対象を非課税世帯等とするのであれば、対象が明確になる名称に変更する方が良いと考える。他市の名称設定の状況はどうか。
  - 他市の名称は様々であり、まだ仮称の段階である自治体が多い。
- ・特に意見等がなければ給付対象が明確に伝わる名称とすること。
  - ・マイナポータルに登録した公金受取口座を利用した特定公的給付は実施しないのか。
- 給付金の電算システムとの連動が準備段階であるため、今回の実施は困難。
  - ・公金受取口座については、今後全庁的に活用を検討していくように。
  - ・事務費の歳出予算の内訳は。
- 主なものは、問合せ等に対応するコールセンターや申請書等の受付事務等を委託する事務委託料、通信運搬費、システムの電算委託料等となっている。

- ・事務費の財源については、交付金の低所得者支援枠の事務費が限られているため、それを超過する分については、推奨事業分の配分額から充当することはやむを得ないが、事務費の精査に努めること。
- ・自治体ごとの基準日の相違に伴う転入転出者の重複受給の防止方法について。  
→公平性の観点から、給付は1世帯1回限りとするのが原則と考えられるため、転入前の市町村に受給状況について照会するなどの対応とする予定。なお、課税情報が確定する6月1日を基準日とする自治体が多いと想定されるため、重複する可能性は低いと考える。
- ・近隣他市の基準日について情報収集し、重複支給がないように適切に対応すること。
- ・家計急変世帯の申請に係る要件の判定方法及び対象世帯数70世帯の根拠について。  
→令和5年度が課税世帯であっても、令和5年1月から10月までの間で収入が低い任意の1か月の収入額を1.2倍した年間収入見込額が非課税相当の収入限度額以下となっていれば対象となりうる。なお、世帯人数及び扶養人数に応じて具体的な限度額が設定されている。申請世帯数については、令和4年度の価格高騰緊急支援給付金における家計急変世帯の支給実績44件を踏まえ、多少申請数が増えることを想定した件数としている。
- ・これまでに実施した給付金の制度設計等を活用し、非課税世帯等への給付を速やかに実施すること。重点交付金推奨事業分に係る実施メニューについては、議員の意見等も聴取して決定する。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 福祉部 社会福祉課

|                            |   |   |                 |        |      |               |        |    |
|----------------------------|---|---|-----------------|--------|------|---------------|--------|----|
| 件名                         | (仮称)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業の実施について  |   |                 |        |      |               |        |    |
| 現状・課題                      | 令和5年3月22日開催の内閣府物価・賃金・生活総合対策本部において、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金(以下、「重点交付金」という。)に5,000億円の低所得世帯支援枠が設定され、低所得世帯(住民税非課税世帯を想定)1世帯当たり3万円を目安に給付する事業の実施が決定された。<br>なお、事業実施に当たり、重点交付金の推奨事業メニューとの組み合わせ、支援の方法(現物・現金)や1世帯当たり単価など具体的内容は地域の事情に応じて決定できることとされている。   |   |                 |        |      |               |        |    |
| 付議事案                       | 目的  | エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受けた生活者に対して地方公共団体が地域の実情に応じて必要な支援を実施する重点交付金の趣旨を踏まえ、住民税非課税世帯等への支援を実施する。   |                 |        |      |               |        |    |
|                            | 対応方針  | 重点交付金の低所得世帯支援枠に係る事業として、令和5年度住民税均等割が非課税の世帯(約4,700世帯)及び家計急変世帯(約70世帯想定)に対し、1世帯当たり3万円を現金給付する。   |                 |        |      |               |        |    |
| 論点(決定を要する事項)               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者及び給付額:令和5年度住民税均等割が非課税の世帯及び家計急変世帯に対し、3万円を現金給付する。(住民税均等割のみ課税世帯を含めるなど対象の拡充は行わない。)</li> <li>・財源:重点交付金に係る低所得者支援枠において住民税非課税世帯への給付事業を実施し、推奨事業メニューにおいて家計急変世帯への給付事業を実施する。</li> </ul>  |   |                 |        |      |               |        |    |
| 部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項) | <p>【部内会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の職員体制で対応可能か。<br/>→住民税非課税世帯及び家計急変世帯の給付のみであれば対応可能と考える。</li> <li>・転入・転出者の支給はどのように考えているか。<br/>→住民税非課税世帯の給付金の対象は、基準日の令和5年6月1日時点で白井市に住民登録のある世帯とし、家計急変世帯給付の対象は申請時点で白井市に住民登録のある世帯とする。なお、令和5年1月2日以降に白井市に転入し、令和5年度の住民税課税状況が不明の世帯については、原則として非課税証明書の添付による申請に基づき給付する予定。</li> </ul> |   |                 |        |      |               |        |    |
| 今後のスケジュール                  | 5月16日   | 臨時議会において補正予算上程  |                 |        |      |               |        |    |
|                            | 6月下旬～7月上旬   | 対象の非課税世帯に確認書発送  |                 |        |      |               |        |    |
|                            | 7月中旬  | 家計急変世帯申請受付開始  |                 |        |      |               |        |    |
|                            | 7月下旬  | 支給開始  |                 |        |      |               |        |    |
|                            | 10月末  | 申請期限  |                 |        |      |               |        |    |
|                            |   | 項目  | 有無              | 方法(時期) | 項目   | 有無            | 方法(時期) |    |
|                            | 条例規則  | 無   |                 | 報道発表   | 無    |               |        |    |
|                            | 議会説明  | 有   | 議員全員協議会(R5.5.9) | 広報・HP等 | 有    | 広報・HP(R5.7.1) |        |    |
|                            | 市民参加  | 無   |                 |        |      |               |        |    |
|                            | 付議書公表   | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 ( ) まで) |                 |        |      |               |        |    |
| 参考情報                       | 関係法令等   |   |                 |        |      |               |        |    |
|                            | 関係課   | 企画政策課   |                 |        |      |               |        |    |
|                            | 事業費   | 173,991 千円 (うち特定財源  |                 |        |      | 173,991 千円)   |        |    |
|                            | カテゴリー   | 年代  | 全ての年代           | 場所     | 市内全域 | 目的            | 健康・福祉  | 手段 |

## (仮称) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の概要

|                |  |
|----------------|--|
| 事業目的           | エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受けた生活者に対して地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援を実施する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の趣旨を踏まえ、住民税非課税世帯等への支援を実施する。   |
| 実施主体           | 白井市  |
| 支給対象者          | ① 基準日（令和5年6月1日）において住民登録されている世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯<br>※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。<br>② 予期せず令和5年1月から令和5年10月までの家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）                                   |
| 対象世帯数<br>（見込み） | ① 4,700世帯（非課税世帯）<br>② 70世帯（家計急変世帯）   |
| 給付額            | 1世帯当たり3万円  |
| 申請方法及び<br>支給方法 | ① <b>非課税世帯</b><br>対象と想定される世帯を抽出し、支給要件等に関する確認書を送付、返送された確認書に記載された口座へ振り込み（ <u>市から通知</u> ）<br>② <b>家計急変世帯</b><br>申請時に白井市に住民登録のある人を対象とする。申請書で指定した口座へ振り込み（ <u>申請が必要</u> ）                          |
| 経費負担           | 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用<br>①低所得世帯支援枠（非課税世帯対象） 事業費及び事務費：全額国庫負担<br>※ただし、事業費の交付限度額は令和5年度分住民税非課税世帯数×30,000円、事務費の交付限度額は令和5年度分住民税非課税世帯数×2,500円<br>②推奨事業メニュー（家計急変世帯） 事業費及び事務費：全額国庫負担             |
| 補正予算額          | ○歳出予算額：173,991,000円（概算）<br>3款1項1目 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業に要する経費<br>○歳入予算額：173,991,000円（概算）<br>15款2項1目1節 総務費国庫補助金<br>電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金<br>・事業費補助金：143,100,000円<br>・事務費補助金：30,891,000円 |
| スケジュール         | 5月16日 臨時議会において補正予算上程<br>6月下旬～7月上旬 対象の非課税世帯に確認書発送<br>7月中旬 家計急変世帯申請受付開始<br>7月下旬 支給開始<br>10月末 申請期限  |